

労働者派遣法第30条の4第1項第の規定に基づく労使協定

株式会社ハルスタッフサービスと過半数労働代表者は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先でフォークリフト運転作業員・総合事務員・倉庫作業員・軽作業員の業務に従事する従業員（以下「対象派遣社員」という）に適用する。

2 株式会社ハルスタッフサービスは、対象派遣社員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象派遣社員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象派遣社員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和4年8月26日職発0826第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について」」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和2年職業安定業務統計の求人賃金を基準値としたフォークリフト運転作業員・総合事務員・倉庫作業員・軽作業員」とする。
- (2) 通勤手当については、基本給とは分離し、第6条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、埼玉県、茨城県、群馬県の派遣先で派遣就業を行うことから通達別添3に定める埼玉、茨城、群馬の都道府県別地域指数のうち最も高い指数を持つ埼玉の指数により算出するものとする。
- (4) 2022年10月1日以降に派遣社員となった対象派遣社員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表1に定める額に6%を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする。

第4条 対象派遣社員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：0年

2 株式会社ハルスタッフサービスは、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、給与規則第9条に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象派遣社員の退職手当については、2022年9月30日までに雇用契約した派遣社員については、比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数

通達に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の中で最も回答割合が高かったもの（会社都合及び自己都合とともに3年）

(2) 退職時の勤続年数ごと（3年から1年ごと）の支給月数

退職事由に応じて、通達に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の大卒自己都合、大卒会社都合のそれぞれの勤続年数別の支給月数に退職制度導入割合を掛けたもの。

(3) 勤続年数の計算において1年未満の端数があるときは、切り捨てる。

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始前の令和2年3月31日以前の勤務期間の取扱いは別途協議の上、定める場合がある。

- 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること。
- 別表3に示したものと比べて、退職時の勤務年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給の決定は、1年に1回、スタッフに対し、同一組織単位における同職務ランク内での業務遂行状況等を評価し昇給することがある。昇給の条件として、業務遂行力・規律性・協調性・勤務成績と派遣先からの評価とを総合的に勘案して決定する。その評価に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条の定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則を準用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社ハルスタッフサービス教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和6年3月31日

株式会社ハルスタッフサービス

代表取締役 春原 啓伸



従業員代表

春原 啓伸



同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

別表1

		基準値 (0年)	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
			1年	2年	3年	5年	10年	20年
フォークリフト運転作業員	通達に定める職業安定業務統計	1,158	1,333	1,461	1,483	1,562	1,702	2,120
地域調整	埼玉							
	106.6	1,235	1,421	1,558	1,581	1,666	1,815	2,260

		基準値 (0年)	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
			1年	2年	3年	5年	10年	20年
総合事務員	通達に定める職業 安定業務統計	1,054	1,213	1,330	1,350	1,422	1,549	1,930
	埼玉	106.6	1,124	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652
地域調整								2,058

		基準値 (0年)	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
			1年	2年	3年	5年	10年	20年
倉庫作業員	通達に定める職業 安定業務統計	1,142	1,314	1,441	1,463	1,541	1,679	2,091
地域調整	埼玉							
	106.6	1,218	1,401	1,537	1,560	1,643	1,790	2,230

		基準値 (0年)	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
			1年	2年	3年	5年	10年	20年
荷造り作業	通達に定める職業 安定業務統計	1,082	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981
地域調整	埼玉							
	106.6	1,154	1,328	1,456	1,478	1,557	1,697	2,112

対象従業員の基本給の額

別表2

等級	職務内容	基本給
Aランク	上級 フォークリフト運転作業員 (環境に応じて フォークリフトを 乗りこなせる)	1,820
Bランク	中級 フォークリフト運転作業員 (正確で迅速な フォークリフト作 業)	1,590
Cランク	初級 フォークリフト運転作業員 (フォークリフト の基本的な入出 庫作業)	1,250

対応する 一般の労 働者の平 均的な賃 金の額	対応する 一般の労 働者の能 力・経験
1,815	10年
1,581	3年
1,235	0年

等級	職務内容	基本給
Aランク	上級 総合事務 員(業務に応じ て臨機応変に対 応できる)	1,670
Bランク	中級 総合事務 員(書類作成・シ ステム入力)	1,450
Cランク	初級 総合事務 員(基本的なPC 入力・電話応対)	1,150

対応する 一般の労 働者の平 均的な賃 金の額	対応する 一般の労 働者の能 力・経験
1,652	10年
1,440	3年
1,180	0年

等級	職務内容	基本給
Aランク	上級 倉庫作業 員(より正確で迅 速な検品・ピッキ ング・仕分作業)	1,800
Bランク	中級 倉庫作業 員(正確で迅速 な検品・ピッキン グ作業)	1,580
Cランク	初級 倉庫作業 員(基本的な検 品・ピッキング・ 仕分作業)	1,220

対応する 一般の労 働者の平 均的な賃 金の額	対応する 一般の労 働者の能 力・経験
1,790	10年
1,560	3年
1,218	0年

※ 未だ勤務評価を実施していない対象労働者については、C評価とみなして支給する。

対象従業員の基本給の額

別表2

等級	職務内容	基本給
Aランク	上級 荷造作業員(全体の作業スケジュールを把握して作業できる)	1,700
Bランク	中級 荷造作業員(正確で迅速な作業)	1,480
Cランク	初級 荷造作業員(指示を受けて単純な作業)	1,180

対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般的な労働者の能力・経験
1,697	10年
1,478	3年
1,154	0年

等級	職務内容	基本給

対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般的な労働者の能力・経験

等級	職務内容	基本給

対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般的な労働者の能力・経験

※ 未だ勤務評価を実施していない対象労働者については、C評価とみなして支給する。

同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

別表1-2

		基準値 (0年)	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
			1年	2年	3年	5年	10年	20年
フォークリフト運転作業員	通達に定める職業 安定業務統計	1,158	1,333	1,461	1,483	1,562	1,702	2,120
		1,066	1,066	1,066	1,066	1,066	1,066	1,066
地域調整	埼玉	106.2	1,235	1,421	1,558	1,581	1,666	1,815
退職金込み	5%上乗せ後	1,297	1,493	1,636	1,661	1,750	1,906	2,373

		基準値 (0年)	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
			1年	2年	3年	5年	10年	20年
総合事務員	通達に定める職業 安定業務統計	1,054	1,213	1,330	1,350	1,422	1,549	1,930
地域調整	埼玉	106.6	1,124	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652
退職金込み	5%上乗せ後	1,181	1,359	1,489	1,512	1,592	1,735	2,161

		基準値 (0年)	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
			1年	2年	3年	5年	10年	20年
倉庫作業員	通達に定める職業 安定業務統計	1,142	1,314	1,441	1,463	1,541	1,679	2,091
地域調整	埼玉	106.6	1,218	1,401	1,537	1,560	1,643	1,790
退職金込み	5%上乗せ後	1,279	1,472	1,614	1,638	1,726	1,880	2,342

		基準値 (0年)	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
			1年	2年	3年	5年	10年	20年
荷造作業	通達に定める職業 安定業務統計	1,082	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981
地域調整	埼玉	106.6	1,154	1,328	1,456	1,478	1,557	1,697
退職金込み	5%上乗せ後	1,212	1,395	1,529	1,552	1,635	1,782	2,218

		基準値 (0年)	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
			1年	2年	3年	5年	10年	20年
ドライバー	通達に定める職業 安定業務統計	1,348	1,552	1,701	1,727	1,818	1,982	2,468
地域調整	埼玉	106.6	1,437	1,655	1,814	1,841	1,938	2,113
退職金込み	5%上乗せ後	1,509	1,738	1,905	1,934	2,035	2,219	2,763

対象従業員の基本給の額

別表2-2

等級	職務内容	基本給
Aランク	上級 フォークリフト運転作業員 (環境に応じて フォークリフトを 乗りこなせる)	1,910
Bランク	中級 フォークリフト運転作業員 (正確で迅速な フォークリフト作 業)	1,670
Cランク	初級 フォークリフト運転作業員 (フォークリフト の基本的な入出 庫作業)	1,300

対応する一般 の労働者の 平均的な賃 金の額×前 払い退職金 5%掛けた額	対応する 一般の労 働者の能 力・経験
1,906	10年
1,661	3年
1,297	0年

等級	職務内容	基本給
Aランク	上級 総合事務 員(業務に応じ て臨機応変に対 応できる)	1,740
Bランク	中級 総合事務 員(書類作成・シ ステム入力)	1,520
Cランク	初級 総合事務 員(基本的なPC 入力・電話応対)	1,185

対応する一般 の労働者の 平均的な賃 金の額×前 払い退職金 5%掛けた額	対応する 一般の労 働者の能 力・経験
1,735	10年
1,512	3年
1,181	0年

等級	職務内容	基本給
Aランク	上級 倉庫作業 員(より正確で迅 速な検品・ピッキ ング・仕分作業)	1,890
Bランク	中級 倉庫作業 員(正確で迅速 な検品・ピッキン グ作業)	1,620
Cランク	初級 倉庫作業 員(基本的な検 品・ピッキング・ 仕分作業)	1,280

対応する一般 の労働者の 平均的な賃 金の額×前 払い退職金 5%掛けた額	対応する 一般の労 働者の能 力・経験
1,880	10年
1,614	3年
1,279	0年

※ 未だ勤務評価を実施していない対象労働者については、C評価とみなして支給する。

対象従業員の基本給の額

別表2-2

等級	職務内容	基本給	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額×前払い退職金5%掛けた額	対応する一般的な労働者の能力・経験
Aランク	上級 荷造作業員(全体の作業スケジュールを把握して作業できる)	1,790	1,782	10年
Bランク	中級 荷造作業員(正確で迅速な作業)	1,560	1,552	3年
Cランク	初級 荷造作業員(指示を受けて単純な作業)	1,220	1,212	0年

等級	職務内容	基本給	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額×前払い退職金5%掛けた額	対応する一般的な労働者の能力・経験

等級	職務内容	基本給	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額×前払い退職金5%掛けた額	対応する一般的な労働者の能力・経験

※ 基本給は、別表2に記載の金額以上の額とし、賞与を含んだ金額とする。

※ 未だ勤務評価を実施していない対象労働者については、C評価とみなして支給する。

※ 同種の業務に従事する一般的な労働者の平均的な賃金の額と比較するにあたっては、賞与額は標準的な評価であるB評価の場合の額にすることとする。

同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額(退職金の取扱い)

別表3

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5
支給率 (月数)	会社都合	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6

「令和2年中小企業の賃金・退職手当制度があると回答した企業の割合(65.9%)をかけた数値として通達で定めたもの」
同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(65.9%)をかけた数値として通達で定めたもの

対象従業員の退職手当の額

別表3 再掲

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5
支給率 (月数)	会社都合	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6

別表4

勤続年数	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
支給率 (月数)	自己都合	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.8	3.0	3.2	3.4	3.6
支給率 (月数)	会社都合	1.2	1.4	1.7	2.0	2.3	2.6	2.9	3.7	4.0	4.2	4.4	4.6
勤続年数	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
支給率 (月数)	自己都合	4.8	5.0	5.2	5.4	6.8	7.0	7.2	7.4	7.6	9.0	9.2	9.4
支給率 (月数)	会社都合	5.9	6.0	6.2	6.4	8.1	8.3	8.5	8.7	9	10.2	10.4	10.6
勤続年数	29年	30年	31年	32年	33年	定年							
支給率 (月数)	自己都合	9.8	11.2	11.5	12.0	12.5	-						
支給率 (月数)	会社都合	11.0	12.5	13.0	13.2	13.6	17.0						

1、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較すにあたっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。

2、退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は、切り捨てる。

3、勤続年数の計算において1年未満の端数があるときは、最後の給料日から1か月以内に全額振込とする。

4、退職金は、最後の給料日もしくは、最後の給料日から1か月以内に全額振込とする。